

加入者の皆様へ

**2025年12月2日で健康保険証が廃止されます**  
— 必要なお手続きをお願いします —

政府の方針により、2025年12月2日（火）をもって、現在ご利用いただいている健康保険証（プラスチック製カード）は廃止されます。

また、70歳以上の方に交付されている「高齢受給者証」も、同日以降はご利用いただけなくなります。

※12月2日以降は、お手元の保険証等をはさみで切断のうえ、廃棄してください。

今後、医療機関や薬局を受診される際は、原則として「マイナ保険証」（マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み）をご提示いただく必要があります。

**【ご加入者の皆さまへのお願い】**

(1) すでにマイナ保険証の利用登録をされている方

- 引き続きそのままご利用いただけます。特別な手続きは不要です。
- 要介護者や特別な事情がある場合は、申請により「資格確認書」（有効期限付きの紙の証明書）を交付します。

※「念のため」といった理由での交付はできませんので、ご注意ください。

**■申請方法**

「**健康保険 資格確認書（再）交付申請書**」に必要事項を記入のうえ、事業主経由で健康保険組合へご提出ください。

(2) マイナンバーカードをお持ちで、まだ保険証利用登録をされていない方

- マイナポータル、セブン銀行ATM、または対応する医療機関の受付機器にて「保険証利用登録」を行ってください。

(3) マイナンバーカードをお持ちでない方

- 2025年12月1日までにカードを取得し、その後「保険証利用登録」を行ってください。
- やむを得ずマイナンバーカードを取得・所持できない方については、以下のとおり「資格確認書」を交付します。

〔資格確認書の交付スケジュール〕

- 2025年9月12日（金）時点の登録状況を基準に、10月下旬を目途に対象者へ事業主経由で一斉配布します。
- 配布の詳細は、各社の人事・総務部を通じてご案内いたします。

■ マイナ保険証を利用するメリット

- 過去の薬剤情報や健診データを医師が参照でき、よりの確な診療が受けられます。
- 入院等で高額療養費制度が適用される場合でも、「限度額適用認定証」の提示が不要となり、窓口でのお支払いが自己負担限度額までに自動的に軽減されます。
- 救急搬送時などでも迅速かつ適切な処置につながります。
- 今後はスマートフォンでの利用も可能となる予定です。

<関連サイト>

厚生労働省 マイナンバーカードの保険証利用について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

以上